

一般事業主行動計画（女性活躍法）

女性社員の活躍を促進するため、働きやすい環境をすることによって、その能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：新規採用の労働者に占める女性社員の割合を50%以上とする

<対策>

令和 5年 4月~ 前年度までの取組み現状を把握

令和 6年 4月~ 社内検討委員会等にて検討

目標2：平均継続勤務年数における女性社員の割合を50%以内とする

<対策>

令和 5年 4月~ 前年度までの取組み現状を把握

令和 6年 4月~ 社内検討委員会等にて検討